

住民参加条例 論点比較表								
大項目	中項目	小項目	石狩市 13.9	旭川市 14.7	狛江市 15.3	芽室町 16.3	富良野市 17.6	幌延町
I	参加の主体	—	×	○	×	○	○	○
		住民	○	○	○	○	○	○
		在勤者	×	○	×	○	○	○
		在学者	×	○	×	○	○	○
		事務所等を有する法人	×	○	△	×	○	×
		その他の団体	×	○	△	×	○	×
「子どもの」参加⑤	—	×	×	○	×	×	×	
II	参加の対象	憲章・宣言	×	×	×	×	×	○
		条例	○	○	○	○	○	○
		規則等	○	×	×	○	○	×
		計画	○	○	○	○	○	○
		制度	×	○	○	×	×	○
		公の施設の設計	○	○	○	○	○	○
		要綱（行政指導）	○	×	×	○	○	×
		法人に対する出資予算案	○	×	×	○	○	×
		規制の設定改廃に対する町の意見表明	○	×	×	○	×	×
		その他必要である場合	○	○	×	○	○	○
		適時における実施	—	○	○	×	○	○
適時判断の考慮事項 ＜規則等で定める場合も含む＞	—	○	×	×	○	×		
IV	審議会等への付議	—	○	○	○	○	○	○
		委員の公募	○	○	○	○	○	○
		男女比の配慮	○	○	○	○	○	○
		会議の公開	○	○	○	○	○	○
	パブリックコメント	—	○	○	○	○	○	
	公聴会・説明会・フォーラム	—	○	×	○	○	×	
	ワークショップ	—	×	×	×	○	×	
	まちづくりトーク	—					○	
住民投票制度	—	×	○	○	○	×		
住民政策提案制度	—	×	×	×	○	○		
その他の手続規定	—	○	×	○	○	○		
V ①	参加手法選択の考慮事項 ＜規則等で定める場合も含む＞	—	○	○	○	○	○	
VI ②	—	—	○	○	○	○	○	
VII	促進制度	住民参加推進計画⑥	—	×	×	×	×	×
		手続の実施予定の一括公表	—	○	×	×	○	○
		情報提供	—	×	○	×	△	○
		年齢・性別・障害・職業等の配慮	—	×	×	○	×	△
		一時保育	—	×	×	×	×	○
VIII ③	住民意見の把握	意識調査	○	×	×	○	○	○
		住民と職員の意見交換機会の設置	○	×	×	○	○	○
		手続外の住民意見の検討	○	○	×	○	○	○
IX	条例の進行管理	進行管理機関の設置	—	○	○	○	○	随時
		委員の公募	—	○	○	○	○	
		男女比	—	○	○	×	○	
		条例・制度の評価機能	—	○	○	○	○	
		参加の実施状況の公表	—	○	×	×	○	○
住民の提案制度	—	×	×	×	×	○		
条例・制度の見直し規定	—	○	○	○	○	○		
見直し期間	—	×	○	○	×	○	5年	

### IX 条例の進行管理

条例の進行管理を行う機  
関については、常設とせず、  
随時に設置することとしま  
した。また、見直し期間は

基本条例と同じく、5年を  
超えない期間とすることに  
しました。

### 第12回検討委員会 (10月8日)

前回、入れることにした  
項目をどう条文化するか、  
引き続き検討を進めました。

### 今後の予定

検討委員会で条文案がま  
とまりましたら、基本条例  
と同様に町に提言してい  
だきます。

また、町ではパブリック  
コメントを実施し、来年の  
3月議会への提案を目指し  
ます。

※ ①参加の対象と参加手法の組合せ ②住民意見の取扱い ③住民参加の推進 ④「市民の定義」：定義していない自治体については、解釈上読み取れる範囲のものには○を付けている。  
⑤「子どもの参加」：具体的に規定している自治体のみ○を付けている。 ⑥「住民参加促進計画」：一定の目標を持った中長期的な計画を策定する自治体のみ○を付けている。